

契 約 書

契約者「甲」と株式会社 コズミックコミュニケーションズ（以下「乙」とする）は、下記条項により本契約を締結する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名・会社名

印

代表者

取引担当者名

(乙) 住 所 札幌市中央区南 2 条西 7 丁目 1-5 2・7ビル 2F

名 称 株式会社 コズミックコミュニケーションズ

【振込口座】

銀行名 北洋銀行 本店営業部

口座の種類 普通

口座番号 2 3 3 1 1 4 1

名義人 株式会社 コズミックコミュニケーションズ セカンドポスト

1.(契約内容) 乙は甲に対し、別添利用規約を承認した甲が指定する別添利用規約に記載されている本サービス内容、その他約款を基に提供する。なお、別添利用規約は、契約者の了承を得ることなく利用規約内容を変更することがあるが、契約者はこれを承諾するものとする。

2.(サービスの開始) 本サービスは、本契約締結とともに、別添利用規約を承認した上、甲が所定の契約時費用（月額基本料金、オプション料金、保証金等）を乙に送金し、乙がこれを確認した後に開始する。但し、サービス開始にあたり工事を必要とする場合は、工事終了後にサービス開始となる。

3.(契約期間) 本契約の有効期間は締結日から1ヶ月とし、契約期間満了日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、本契約は同一内容にて翌月へ更新するものとし、以後同様とする。

4.(禁止事項) 甲は、犯罪行為、法令違反行為、その他反社会的な行為を目的のために本サービスを利用してはならない。また、甲は本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。

5.(解約) 甲、乙双方ともに、契約期間の当月月末までに相手方に来店か電話または文書にて意思を伝える事により、本契約を解約することができる。但し、月中途中で解約はできないものとし、その場合は当月末日の解約となるものとする。本契約が乙の都合により解約された場合には、既に受領済みの費用は日割りで計算し返還するが、甲の都合により解約された場合には、乙は既に受領済みの費用を返還しない。

6.(管轄裁判所) 本契約について紛争が生じた場合は、札幌簡易裁判所及び札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

7.(協議事項) 本契約及び別添利用規約に定めのない事項については、甲乙誠意を持って別途協議するものとする。